

平成30年 4月 13日

松江市議会議長 森 脇 勇 人 様

松江市議会議員 太田 哲



平成29年度政務活動費収支報告について

松江市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項に基づき、別紙のとおり平成29年度政務活動費収支報告書を提出します。

平成29年度政務活動費収支報告書

松江市議会議員 太田 哲

1 収 入

政務活動費 275,000円

2 支 出

(単位：円)

科 目	金 額	備 考
研 究 研 修 費	250,750円	東京：質問力アップ 京都：財政の基礎 東京：大人のひきこもり
調 査 旅 費		
資 料 購 入 費	32,330円	新聞購読料、書籍購入
資 料 作 成 費		
合 計	283,080円	

3 残 額 0 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



### 領収書貼付用紙

使 途	質問力アップ集中4講座	旅費、宿泊代
-----	-------------	--------

【貼付欄】

冊番 № 9671-44      領 収 書


太田 哲                      様    平成29年7月11日

金 額	百万	千	円	残高
	4	7	800	

但し 航空券(ANA388・ANA389)  
宿泊代として。

入金内訳	現金・小切手・クレジット
	手形 年 月 日期日

上記金額領収致しました

日帰りかき場  **サービス** 扱者印

お手数乍ら御支払の上は支払証印欄へ御調印願います。  
社印取扱者印なきもの及び金額訂正したものは無効です。

28.3 (3×50) 720

(注意)

- この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。(ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。)
- 領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

議員名 【 太田 哲 】

(様式 2)

# 旅費計算書

議員名 太田 哲


用務先	7月28日(金)、29日(土) TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター										
用務内容	7月28日(金)、29日(土) 質問力アップ集中講座 地方議員研究会主催										
出張期間 (出発及び帰市)	平成 29 年 7 月 27 日(木) ~ 平成 29 年 7 月 29 日(土)							( 2 泊 3 日 )			
旅 費 請 求 明 細											
年月日	曜日	出発地	用務地	鉄道(航空・船・車)賃			日当・日額旅費		宿泊料・食卓料		備考
		到着地	宿泊地	路程	運賃等	特別料金	日数	定額	日数	定額	
H29.7.27	木	松江市		km			日	円	日	円	バック旅行
				航空機	29,820						
		東京都	東京都	京急	410		0.5	1,100	1	10,900	
H29.7.28	金		東京都				1	2,200	1	10,900	
			東京都								
H29.7.29	土	東京都	東京都	JR	170		1	2,200			
		松江市		京急	410						
				航空機	往路に含む						
航空賃：バック旅行利用(2泊食事なし) 旅行代金 = バック旅行代金 47,800円 + (食事代2,200円 × 2) = 52,200円 往復航空賃 = 旅行代金52,200円 - 宿泊料21,800円 - 旅客施設使用料580円 = 29,820円(限度内) (限度額 69,200円)											
小 計					30,980		0.5	5,500	2	21,800	
合 計					58,280	円	備考 1. 特別料金は特急料金、急行料金、グリーン料金。 2. 用務は主たる用務を具体的に、又用務地は順路により、それぞれ記載する。 3. 変更は朱書すること。				

## ※ 路程欄

7/27	米子空港	→	羽田空港	→	品川駅	→	東京駅	→	用務地・宿泊地
	17:00		航空機(ANA388)	18:30	京急		JR		
7/29	用務地	→	東京駅	→	品川駅	→	羽田空港	→	米子空港
			JR		京急	20:05	航空機(ANA389)	21:25	



### 領収書貼付用紙

使 途	質問力アップ集中4講座 研修会受講料
<p>【貼付欄】</p> <p style="text-align: center;"><b>領 収 証</b></p> <p style="text-align: center;">太田哲 様                      29年7月28日</p> <hr/> <p style="text-align: center;">★                      <b>¥60,000</b></p> <hr/> <p style="text-align: center;">但 7/28~7/29 「質問力アップ集中4講座 in東京」 4講座 研修会受講代として</p> <p style="text-align: center;">上 記 正 に 領 収 いた しま した</p> <p style="text-align: right;">一般社団法人地方議員研究会 〒532-0004 大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639 TEL 06 (7878) 6297</p> 	

(注意)

1. この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。(ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。)
2. 領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

議員名                      【 太田 哲                      】

研究研修 調査 報告書

議員名 太田 哲

1. 期 間 平成29年 7月28日(金) ~ 平成29年 7月29日(土)
2. 会 場 等 TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター
3. 調査項目等 質問力アップ集中4講座 地方議員研究会主催
4. 講師(対応者) 宮本正一 (日本公共経営研究所代表)  
プロフィール: 27歳で寝屋川市議会議員に無所属で初当選。5期20年在籍、54代市議会議員  
ボストン・ウェントワース工科大学卒、医学博士とMBA(経営学修士)を持つ市議会議員(~H27年)

5. 調査内容・所感等

議会改革を行うために現状の議会の仕組み、問題点など、20年市議会議員、議長を経験された体験の話を聞き、より市民の声を市政に反映するため質問力を向上させていきたい。

講座① 質問準備とその前に (~あなたの街の議会のルールは正しいのか~)

ヘッドライントピックス① 米国の選挙事情

・講師がアメリカ留学時代クリントンの大統領選挙選にてボランティアをした際、彼らの一番の選挙対策は「knocking the door」また、日本の田中角栄は当選の秘訣として、「戸別訪問3万件、辻説法5万件」と言っており選挙区の人に会って対話することで選挙区事情が分かるし問題点も見えてくる。

・議員は学ぶことが多いがある意味忙しい順番は①会社員(労働者)②経営者③議員と講師は言う。その為自分の得意分野、興味を持っているものの資格を取得して議員力の向上につなげていかなければいけない。

・議会のルールは正しいのかと言う観点から何に基づいているのか知っておくことが大切である。法、条例規則先例、慣習などがある。

・議長及び副議長の任期は、議員の任期による。(地方自事法第103条)現状はそうになってない議会が多く参加者のほとんどの議会で2年が多かった。松江市議会も2年である。



(様式3-2)

・ 議会に先輩後輩はない。元職は積極的に相談する。議員は4年間のパートタイマーである。

・ 市長の部下ではなく、有権者の代理人であり2元代表制である。議員の権限としては ①動議の提出

②動議の発言権 ③評決権 でありしっかり議会に望むことが大切である。

・ 質問は議題と関係なく行財政全般にわたる議員主導による政策論議である。質問する議員も、受ける執行機関もともに十分な準備が必要である。

・ 議員としては、質問の構成を練り理論構成をしてその要旨を議長に通告して質問の原稿をつくる。

・ 質問は議長の許可を得て行うので、通告した質問の内容が市町村行政に全く関係のないものは許されない。

また、大所高所からの政策を建設的立場で、簡明で次元の高い質問を展開したい。

#### 講座② 質問準備の効果的方法

・ 自分の経歴を活かし自身の肩書きで差別化していくことが大切。また新しい資格を取得し常に向上する。

・ 興味のある分野で自分のテンションが継続できること。また専門的で良くその分野を掘り下げていく事が大切、百貨店的でなくてもよい。

・ 選挙出馬時の公約から質問をつくる。市政方針、総合計画、まち・ひと・しごと戦略等質問項目に入っているか確認することが大切。

・ 質問のネタを探すとき国、都道府県のHPを利用する。最近は充実をしている。

・ 記者クラブの方は全国でそれぞれ話題の市など情報をもっているのそういったメディア情報も利用する。

・ 統計的内容は内閣府、国民経済計算部 地域特性勘定課またはe-StatのHPが充実している。また各省庁に問い合わせをして情報を入手する事が大切。

#### 講座③ 議会や委員会での質疑やり取り向上研修

・ 質問を執行部に響かせていくためには論点を整理されているのか注意する必要がある。

・ 一般質問： 質問の背景 幹の設定 項目抽出(枝) 質問 ⇒ 原稿の木で整理する。

(例) 超高齢化社会のデータ(質問の背景)⇒まち・ひと・仕事総合戦略(幹の設定)⇒介護老人福祉施設(質問)

・ 質問とは市町村の行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明をもとめるもの。

(様式3-3)

・質問の範囲：その市町村の行財政全般である。具体的には、自治事務、法定受託事務であることを問わず市町村が処理する一切である。

・質問の効果：所信を質すことにより、執行機関の政治姿勢を明らかにしそれに対する政治責任を明らかにさせ結果として現行の政策を変更、是正させる。新規の政策を採用させる事を目的と効果がある。

・年間原稿作成シートを作成して自分が質問した内容をマトリックスでまとめておく。

・答弁マトリックスシートを作成して質問項目ごとにマトリックスにして内容を記入する。

・現場主義を徹底し地域有力者から情報を共有しておくことや担当課と協議ができていることも大切である。

・あらゆるツールで先進市からの情報を収集する。

#### 講座④ 質問のその後（～本来の議員活動のために質問を有効に使う～）

・経済活動には2つあり、カタチがあり復元できる（有形財）とカタチがなく復元できない（無形財）であり議員活動はサービス業を参考にし、カタチがなく復元できないものである。

・サービス品質チェック5項目 ①信頼できるか ②スピードがあるか ③安心できるか ④真心を感じるか ⑤見た目が良いか などが特に真心が大事である。

・決算委員会は決算審査、執行済みとして軽視されがちだが住民に代わって行政評価・経済効果を測定する。

・市民に向けての広報活動につなげるため政治活動をもう一度見直す。

・広報3大活動 ①ストレッチ（辻立ち） ②有酸素運動（ポスティング） ③筋トレ（市政報告会）

※その他

推薦図書：政と官 著者、後藤田正晴



--- 研修会会場(7/28) ---

(様式 1 - 1)

平成29年度 政務活動費使用簿 (議員)

管理番号																																								
使途項目	研修研究費																																							
使途内容	財政の質問のポイント 議員が知っておくべき財政の話 基礎編 I 議員が知っておくべき財政の話 基礎編 II 研修会参加																																							
調査年月日 (購入年月日)	平成30年 2月 6日 (火) ~ 平成30年 2月 7日 (水)																																							
政務活動費 支出額及び充当額	<table border="1"><thead><tr><th>【支出内訳】</th><th>支出額</th><th>(うち政務活動費充当額)</th></tr></thead><tbody><tr><td>・</td><td>30,930 円</td><td>30,930 円</td></tr><tr><td>旅費交通費 (JR・宿泊等)</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>30,930 円</td><td>30,930 円</td></tr></tbody></table>	【支出内訳】	支出額	(うち政務活動費充当額)	・	30,930 円	30,930 円	旅費交通費 (JR・宿泊等)	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	合計額	30,930 円	30,930 円
【支出内訳】	支出額	(うち政務活動費充当額)																																						
・	30,930 円	30,930 円																																						
旅費交通費 (JR・宿泊等)	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
合計額	30,930 円	30,930 円																																						
備考																																								

議員名 【 太田 哲 】

領収書貼付用紙

使 途	議員が知っておくべき財政の話基礎編 I、II 旅費
-----	---------------------------

【貼付欄】

<b>領 収 証</b>		No. 199030J
RECEIPT		平成 30 年 3 月 27 日
ご氏名	太田 哲 様	
(ご注意) 本証に、支店名、支店印、責任者印無きもの及び金額欄を訂正したものは無効とします。		
金 額	¥16,730-	
ただし 2/6~京都往復JR代金として (往路:ヤモ2号のり48号,復路:07サ45号,ヤモ2号)		
上記金額正に領収いたしました。		
50,000円以上 収入印紙	株式会社日本旅行	営業本部 支 店
NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD.		責任者印
扱者名		[Redacted]

- 1. 現 金
- 2. 小 切 手
- 3. 振 込
- 4.  クレジットVISA カード (¥16,730-)
- 5. その他( )

(注意)

1. この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。(ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。)
2. 領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

議員名 【 太田 哲 】

(様式 2)

# 旅 費 計 算 書

議員名 太田 哲

用務先	平成30年2月7日(水) 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676-13 メルパルク京都										
用務内容	2月7日(水) 議員が知っておくべき財政の話 基礎編 I 議員が知っておくべき財政の話 基礎編 II 地方議員研究会主催										
出張期間 (出発及び帰市)	平成30年2月6日(火) ~ 平成30年2月7日(水)							( 1 泊 2 日 )			
旅 費 請 求 明 細											
年月日	曜日	出発地	用務地	鉄道(航空・船・車)賃			日当・日額旅費		宿泊料・食卓料		備考
		到着地	宿泊地	路程	運賃等	特別料金	日数	定額	日数	定額	
H30.2.6	火	松江市		km JR・新幹線	13,890 560	860	日 0.5	円 1,100	日 1	円 10,900	特企券 阪神往復割引
H30.2.7	水	京都市 京都市 松江市	京都市 京都市	JR・新幹線	560 往路に含む	860	1	2,200			
小 計					15,010	1,720	1.5	3,300	1	10,900	
合 計		30,930			円						備考 1. 特別料金は特急料金、急行料金、グリーン料金。 2. 用務は主たる用務を具体的に、又用務地は順路により、それぞれ記載する。 3. 変更は朱書すること。

### ※ 路程欄

2/6	松江駅	→	岡山駅	→	京都駅	→	用務地・宿泊地
	14:59発	やくも22号	17:38着	17:53発	のぞみ48号	18:54着	
2/7	用務地	→	京都駅	→	岡山駅	→	松江駅
		17:50発	のぞみ45号	18:50着	19:04発	やくも25号	21:45着





## 研究研修 調査 報告書

議員名 太田 哲

1. 期 間 平成30年 2月7日 (水)
2. 会 場 等 メルパルク京都
3. 調査項目等 (1) 議員が知っておくべき財政の話 基礎編1  
(2) 議員が知っておくべき財政の話 基礎編2
4. 講師 (対応者) 程岡 俊和 (公益財団法人寝屋川市保険福祉公社常務理事 兼 事務局長)

### 5. 調査内容・所感等

#### (1) 議員が知っておくべき財政の話 基礎編1

・財務とは収入・支出、予算・決算、契約、財産等に関する事務の総称をいう。地方公共団体の様々な仕事の手段として、多くの場合で金銭の出し入れが伴うものである。

これらの金銭の出し入れについては、その見積もりがあらかじめ「予算」という一定の形式で定められその最終結果を「決算」という書式に整理されることになる。また、地方公共団体が仕事をするためには金銭とは別に、土地や建物、物品などの財産が必要である。するとそれらの管理も必要となる。

このように市町村が行政活動をするうえで、継続して、一定の秩序に従って営まれる収入や支出、予算や決算、契約、財産などに関する事務を総称したものを「財務」という。

・財務の組織 ① 議 会：財務運用の民主化、住民意思の反映、財務運営の監視

② 地方公共団体の長：財務に関する権限のほとんどを有する。

③ 出納機関：会計管理者は会計事務について独立の権限をもち長との職務権限が分担。

④ 監査委員：財務に関する事務の執行及びその経営に関わる事業の管理を監査する

・予算：一定期間の収入と支出の見積り又は計画。修めた税金がどのように使われ、住民に還元される



(様式3-2)

のかを示したもの。また予算は民主的な運営を確保するため、議会の関与を受けると共に住民に対する

公表が義務付けられている。

・ 予算の内容：①歳入歳出予算 ②継続費 ③繰越明許費 ④債務負担行為 ⑤地方債 ⑥一時借入金

⑦歳出予算の各項の経費の金額の流用 ※法令上の予算の意味はこれら7事項の全部又は一部を総称

・ 一般会計：行政に要する収支を総合的に経理するもの。当該団体にとって根幹となる会計

・ 特別会計：特定の事業・資金などについて、その収支を個別に経理するための会計

・ 予算の種類：一般会計予算と特別会計予算、当初予算と補正予算、暫定予算と本予算、骨格予算と肉づけ予算

・ 決算の意義：一会計年度の歳入歳出予算の執行の結果の実績を表示するために調製される計算書をいい

予算執行の結果を客観的に検証するための手段に使われる。

・ 決算の分析と決算統計：決算には、予算の執行状況を示すだけで無く、その分析を通して、市町村財政の

健全性を確かめるバロメーターとしての役割もある。全国的な統計や類似団体との比較検討などを通じて

自団体の財政状況の分析を行うことが重要。地方公共団体の決算状況等を示す全国的な統計を決算統計。

・ 財政状況を表す指標として ①収支が均衡している ②財政に弾力性がある ③長期的に見て安定

・ 収支を表す指標：①形式収支：歳入決算額－歳出決算額 ②実質収支：形式収支－翌年度へ繰り越す財源

③単年度収支：当該年度の実質収支－前年度の実質収支 ④実質単年度収支：単年度収支＋基金積立額

＋地方債繰上償還額－⑤経常収支比率：毎年度経常的に支出される部分が経常的な財源のどれだけを

占めているかを示すも

・ 健全化（4）指標とは財政の分析を行うための重要な指標のひとつに、健全化指標がある。

①実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

②連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

③実質公債費比率：一般会計等が負担する負債の標準財政規模に対する比率

④将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

・ 早期健全化基準：ひとつでも早期健全化基準を超えれば早期健全化団体となり財政健全化計画を定める。

(様式3-2)

・固定資産台帳の必要性

過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。また人口減少等により今後の公共施設などの利用需要が変化していく。

市町村合併後の施設全体の適正化を図る必要がある。

・予算査定の着眼点として「義務的経費か否か」「予算編成方針と合致しているか」「議会の要望事項にあるのか」「住民の要望は多いのか」「事業の財源はどうなっているのか」などである。

(2) 議員が知っておくべき財政の話 基礎編2

・講師が財務部長として議員と接する中で大切だと感じたことは市民目線、現場主義、自分の金（物差し）

「市民の貴重な税を1円たりとも無駄にしない」こと。当然であるが難しい。議員の指摘で再認識する。

・平成30年度地方財政対策のポイント

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保等

一般財源総額について、子供・子育て支援等の社会保障関係費やまち・人・仕事創生事業費1.0兆円

(前年同額)等により、前年度を上回る62.1兆円を確保した。

精算減(平成28年度国税決算分)の繰り延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税について16兆円を確保。あわせて臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制した。

(2) 公共施設等の老朽化対策を初め適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について

て、河川港湾等の長寿命化事業やエバーグリーン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに

事業費を増額し0.5兆円を計上

(3) 歳出特別枠の廃止及び必要な歳出の確保

平成26年度から平時モードの切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための

経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2兆円確保した上で歳出特別枠を廃止。

## 2. 東日本大震災分

### ○震災復興特別交付税

東日本大震災の復旧・復興事業などの財源として震災復興特別交付税0.4兆円を確保する。

・地方交付税とは地方公共団体の収入の中心となるのは地方税だが、地域の経済力には偏在がある。標準的な行政の実施に必要な経費を賄う為の地方税収入が不足する団体⇒財源が不足する団体に交付されるもの

・地方交付税の種類：①普通交付税 客観的に・機械的に算定され財源不足団体に対し交付、4月、6月、9月11月の4回に分けて交付される。②特別交付税 普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付、普通交付税の算定期日後に生じた災害への対処など普通交付税を補完。12月、3月の2回に分けて交付。

・臨時財政対策債とは平成13年度に創設された地方債で、地方の財源不足を補填するために、地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される特例地方債。臨時財政対策債の元利償還金相当額の100%を後年度基準財政需要額に算入。

・地方債とは、地方公共団体の長期借入金のこと。地方公共団体は地方債以外の収入(地方税、地方交付税)で歳入を賄うことが原則となっているが限定的に地方債を発行し、特定の事業等の経費に充当。

・地方債制度とは公共施設(図書館、道路など)の建設事業の場合、建設年度で多額の費用が必要になり10年後、20年後も継続して利用されるため建設当時の住民だけが費用を負担するのではなく、今後施設を利用する将来世代の住民にも負担をして貰い、世代間の費用負担を公平にしようとする制度。



研修会の様子

(様式 1 - 1)

平成29年度 政務活動費使用簿 (議員)

管理番号																																											
使途項目	研修研究費																																										
使途内容	①大人のひきこもりを考える ②不登校支援における行政支援と民間支援の相違点 研修会参加																																										
調査年月日 (購入年月日)	平成30年 2月 14日 (水) ~ 平成30年 2月 15日 (木)																																										
政務活動費 支出額及び充当額	<table border="1"><thead><tr><th>【支出内訳】</th><th>支出額</th><th>(うち政務活動費充当額)</th></tr></thead><tbody><tr><td>・</td><td>46,980 円</td><td>45,360 円</td></tr><tr><td>旅費交通費 (航空券、宿泊等)</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>46,980 円</td><td>45,360 円</td></tr></tbody></table>	【支出内訳】	支出額	(うち政務活動費充当額)	・	46,980 円	45,360 円	旅費交通費 (航空券、宿泊等)	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	合計額	46,980 円	45,360 円
【支出内訳】	支出額	(うち政務活動費充当額)																																									
・	46,980 円	45,360 円																																									
旅費交通費 (航空券、宿泊等)	円	円																																									
・	円	円																																									
・	円	円																																									
・	円	円																																									
・	円	円																																									
・	円	円																																									
・	円	円																																									
・	円	円																																									
・	円	円																																									
・	円	円																																									
・	円	円																																									
合計額	46,980 円	45,360 円																																									
備考	※政務活動費充当額：パック旅行代金 (40,900円) + 日当 (3,300円) + 京急、JR (1,160円)																																										

議員名 【 太田 哲 】

### 領収書貼付用紙

使 途	①大人のひきこもり問題を考える	旅費、宿泊代
	②不登校における行政支援と民間支援の相違点	

【貼付欄】

<b>領 収 証</b>		No. 148672J										
RECEIPT		平成30年 1月14日										
ご氏名 <u>太田 哲</u> 様												
<p>(ご注意) 本証に、支店名、支店印、責任者印無きもの及び金額欄を訂正したものは無効とします。</p>		<table border="1"><tr><td>金 額</td><td>¥ 40,900</td></tr></table>	金 額	¥ 40,900								
金 額	¥ 40,900											
<p>ただし <u>3/4~ 出張-羽田往復航空券</u> <u>及び 宿泊1泊の代金として</u></p>		<table border="1"><tr><td>1. 現 金</td><td></td></tr><tr><td>2. 小 切 手</td><td></td></tr><tr><td>3. 振 込</td><td></td></tr><tr><td>④ クレジット(VISA カード)</td><td>( ¥ 40900 )</td></tr><tr><td>5. その他( )</td><td></td></tr></table>	1. 現 金		2. 小 切 手		3. 振 込		④ クレジット(VISA カード)	( ¥ 40900 )	5. その他( )	
1. 現 金												
2. 小 切 手												
3. 振 込												
④ クレジット(VISA カード)	( ¥ 40900 )											
5. その他( )												
50,000円以上 収 入 印 紙	上記金額正に領収いたしました <b>株式会社日本旅行</b> <b>松江</b> 営業本部 NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD. 支 店	責任者印 扱者名										

(注意)

- この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。(ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。)
- 領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

議員名 【 太田 哲 】



(様式 2)

# 旅費計算書

議員名 太田 哲

用務先	2月15日(木) 東京都中央区京橋1-7-1 戸田ビルディング TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター											
用務内容	2月15日(木) 大人のひきこもり問題を考える 不登校支援における行政支援と民間支援の相違点 地方議員研究会主催											
出張期間 (出発及び帰市)	平成30年2月14日(水) ~ 平成30年2月15日(木)							( 1 泊 2 日 )				
旅 費 請 求 明 細												
年月日	曜日	出発地	用務地	鉄道(航空・船・車)賃			日当・日額旅費		宿泊料・食卓料		備考	
		到着地	宿泊地	路程	運賃等	特別料金	日数	定額	日数	定額		
H30.2.14	水	松江市		km	航空機	31,620		日	円	日	円	パック旅行
					京急	410	0.5	1,100	1	10,900		
H30.2.15	木	東京都 東京都	東京都 東京都		JR	170						
		松江市			京急	410	1	2,200				
					航空機	往路に含む						
航空賃: パック旅行利用(1泊食事なし) 旅行代金 = パック旅行代金 40,900円 + 食事代2,200円 = 43,100円 往復航空賃 = 旅行代金43,100円 - 宿泊料10,900円 - 旅客施設使用料580円 = 31,620円(限度内) (限度額 57,800円)												
小 計						32,780	0	1.5	3,300	1	10,900	
合 計		46,980				円						

備考 1. 特別料金は特急料金、急行料金、グリーン料金。  
 2. 用務は主たる用務を具体的に、又用務地は順路により、それぞれ記載する。  
 3. 変更は朱書すること。

## ※ 路程欄

2/14	出雲空港	→	羽田空港	→	品川駅	→	東京駅	→	用務地・宿泊地
	16:25発		航空機(JAL284)	17:45着	京急		JR		
2/15	用務地	→	東京駅	→	品川駅	→	羽田空港	→	出雲空港
			JR		京急	18:30発	航空機(JAL287)	20:00着	





### 領収書貼付用紙

使 途	①大人のひきこもり問題を考える ②不登校における行政支援と民間支援の相違点	研修会受講料
-----	--	--------

【貼付欄】

## 領 収 証

太田哲 様

30 年 2 月 15 日

★ **¥30,000**

但 2/15 10:00~「大人のひきこもり問題を考える」、  
2/15 14:00~「不登校支援における行政支援と民間支援の相違点」  
2講座 研修会受講代として

上 記 正 に 領 収 いた しま した

一般社団法人地方議員研究会

〒532-0004

大阪市淀川区西宮原2丁目6-16-639

TEL 06 (7878) 6297

(注意)

- この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。(ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。)
- 領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

議員名

【 太田 哲 】

# 研究研修 調査 報告書

議員名 太田 哲

1. 期 間 平成30年 2月15日 (金)
2. 会 場 等 TKP東京駅八重洲カンファレンスセンター
3. 調査項目等 (1) 大人のひきこもり問題を考える  
(2) 不登校支援における行政支援と民間支援の相違点
4. 講師 (対応者) (1) 水野達朗 (一般社団法人家庭教育支援センターへアソシエーション 代表理事)  
(2) 山下真理子 (一般社団法人家庭教育支援センターへアソシエーション 所属 チーフアドバイザー)
5. 調査内容・所感等

## (1) 大人のひきこもり問題を考える

### ① ひきこもりの現状と課題

・ひきこもりの定義：仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅に引きこもっている状態。買い物など時々外出することもある場合も「ひきこもり」に含まれる。

・ひきこもりは単一の疾患ではなく、様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり就労や修学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態の事を意味する。

・ひきこもりを引き起こす要因 ①生物学的要因：昼夜逆転等の生活習慣、病気による身体的症状

②社会的要因：社会環境、就学時や就職時のつまづきなど

③心理的要因：精神的ストレス、精神的疲労、集団に帰属することへの拒否感

・ひきこもりの推計として ①ひきこもり予備軍：155万人 ②広義のひきこもり：54.1万人

(準ひきこもり：36.5万人、狭義のひきこもり：17.6万人)

・ひきこもりが続く事で、社会とのつながりが断たれ、社会的貧困の状態に陥る

①実在的貧困：自死、自己肯定感の低さ ②关系的要因：孤立、社会的排除 ③経済的貧困：生活困窮

## ② 合理的な社会投資としての若者支援

- ・80・50問題（はちまるごうまる）問題は80代の親と50代のひきこもりの子が同居している世帯が生活が立ち行かなくなってしまうという問題。近年福祉関係者の間で警鐘がならされている。
- ・大人のひきこもりに対して、厚生労働省は平成30年度予算で、生活困窮者自立支援の中の「就労準備支援・ひきこもり支援の充実」費として、総額13億円を新たに計上した。
- ・ひきこもり支援には事業費（コスト）がかかりますが、そのコストに対する成果（リターン）は社会的な影響を鑑みると大きいと考えることができる。まさにひきこもりの支援は合理的な社会投資である。

## ③ 行政支援の現状と課題

- ・ひきこもりの長期高齢化が顕在化するようになり、従来型のひきこもり支援の限界が指摘される。
- ・社会復帰をさせていく中で地域若者サポートステーション、ハローワーク、ジョブカフェなど就労支援機構がある。
- ・行政としてセーフティーネットを充実させることは大切であるが現在だけで無く未来に向けた支援の取り組みも求められている。これ以上状況を悪化させないためにひきこもりの問題が長期化深刻化する前に対応する「早期対応」に加えて、これまでの支援とは全く異なった新しい発想「未然予防」という視点が必要。
- ・不登校経験者がニートやひきこもりになる割合が経験の無い人に比べて6.7倍にのぼる。
- ・昔は不登校の子供の問題行動には反社会的な性質が見られた。しかし、近年は反社会的では無く非社会的な行動をとる子供達が増加。反社会的な不登校の時代から非社会的な不登校の時代へ変化してきた。

## ④ これからを見据えた行政支援のポイント

- ・ひきこもり支援は本人だけでなく、家族に対しての支援を含めた様々な支援が必要である。相談支援  
就労支援、居場所支援、社会的自立支援など
  - ・町田市ひきこもり者支援は就労、教育、福祉・居場所など、保健医療の観点から包括的に相談支援を行う。
- ※ひきこもりは長期化すればするほど、深刻な状態に成り支援の難易度も上がる。そこで重要になってくるのが未然予防である。ひきこもりは不登校とも共通の要因が多くあり、就学期の段階での支援が予防につながる。ひきこもりを予防することで、将来的なリスク軽減や支援に必要な予算を減らすことができる。

(2) 不登校支援における行政支援と民間支援の相違点

- ・不登校とは何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、したくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの
- ・学校現場での不登校の基準は欠席日数が「1学期末迄に10日以上、2学期末迄に20日以上、3学期末までに30日以上」の場合不登校 ⇒ 1年通しただけでなく各学期毎で欠席日数が一定数以上超えると不登校
- ・登校に関する諸問題として五月雨登校、母子登校、別室登校がある。

①五月雨登校：連続して休むわけではないが、週に1、2回しか登校してない状態。

②母子登校：登下校や教室で母親が同伴しないと不安になるため通常登校できない。(欠席扱いでない)

③別室登校：登校はしているが、教室で他の生徒と授業を受けず、保健室等で自習。(欠席扱いでない)

- ・民間支援と行政支援は共に不登校の生徒に対して何が出来るのか考えるのは同じ。しかしそれぞれの立場により、積極的に関わる支援とリスクを重視して見守る支援と分かれているのが現状である。

- ・積極的に関わる支援とは保護者に対して家庭教育カウンセラーが寄添い、現状分析し、アドバイスを行います。

子供には訪問カウンセラーが遊びを通して心のケアや信頼関係作りまた復学に向けた準備や勉強等サポートする。

- ・家庭ノートチェック法により家庭での親と子のコミュニケーションを記録し専門家による分析や具体的アドバイスをうけ

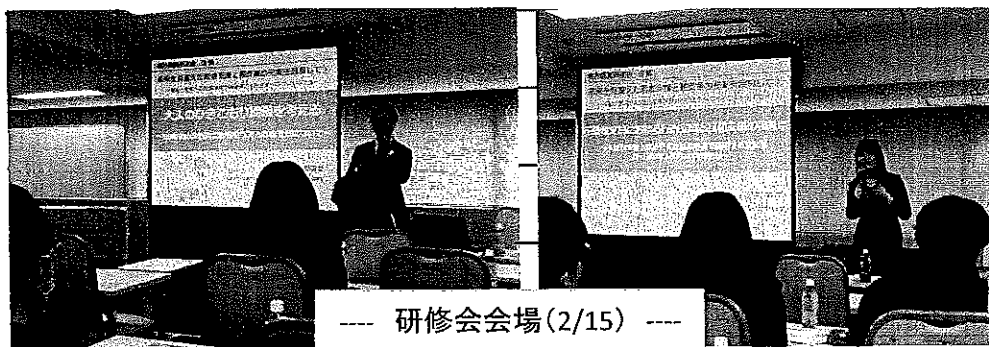
日々の子育ての実践の中で家庭内の対応法を学ぶことができる。

※不登校支援の現場では本院に適しない支援を行うことにより本来病気ではなかった子が病気になったり

不登校から病気になったり、不登校から家庭内暴力などに発展する場合も多く見られる。

いじめなどによる問題は本人の精神的ケアを行い「見守る」ことが必要なケース。反対に「見守る」だけでは

不登校や家庭内の課題が深刻化してしまうケースもあり、大切なのはそれぞれに適した支援の見極めである。



--- 研修会会場(2/15) ---

(様式1-1)

平成29年度 政務活動費使用簿 (議員)

管理番号					
使途項目	資料購入費				
使途内容	第2紙目新聞購読料 (毎日新聞)				
調査年月日 (購入年月日)	平成29年 6月～ 平成30年 3月				
政務活動費 支出額及び充当額  購読料 10ヶ月(1ヶ月:3093円)	【支出内訳】	支出額	(うち政務活動費充当額)		
	・	30,930	円	30,930	円
	・		円		円
	・		円		円
	・		円		円
	・		円		円
	・		円		円
	・		円		円
	・		円		円
	・		円		円
合計額	30,930	円	30,930	円	
備考	第2紙目新聞購読料 (毎日新聞) は領収書添付				

議員名 【 太田 哲 】

### 領収書貼付用紙

使 途	新聞購読料	毎日新聞
-----	-------	------

【貼付欄】

店	区域	順路	枝番
02	057	228	00

北堀町 227

毎日新聞 領収証  
ご愛読ありがとうございます 冊数 1  
(振込)  
: 太田 哲 様

銘	柄	部数	金額
毎日新聞		10	30930
合計金額			30,930

2018年 03月分  
左記金額正に納付いたしました  
(2017年6月~2018年3月  
振替代金と  
毎日新聞 領収書)

毎日・日経松江城西販売所  
0852-23-3266

(注意)

- この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。(ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。)
- 領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

議員名

【 太田 哲 】

(様式1-1)

平成29年度 政務活動費使用簿 (議員)

管理番号																																								
使途項目	資料購入費																																							
使途内容	書籍購入「無理して学校へ行かなくていいは本当か」：水野達朗著																																							
調査年月日 (購入年月日)	平成30年2月15日																																							
政務活動費 支出額及び充当額	<table border="1"><thead><tr><th>【支出内訳】</th><th>支出額</th><th>(うち政務活動費充当額)</th></tr></thead><tbody><tr><td>書籍代</td><td>1,400 円</td><td>1,400 円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>・</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>1,400 円</td><td>1,400 円</td></tr></tbody></table>	【支出内訳】	支出額	(うち政務活動費充当額)	書籍代	1,400 円	1,400 円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	・	円	円	合計額	1,400 円	1,400 円
【支出内訳】	支出額	(うち政務活動費充当額)																																						
書籍代	1,400 円	1,400 円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
・	円	円																																						
合計額	1,400 円	1,400 円																																						
備考																																								

議員名 【 太田 哲 】

領収書貼付用紙

使 途	書籍代
<div data-bbox="122 421 223 452" data-label="Text"><p>【貼付欄】</p></div> <div data-bbox="368 526 1236 616" data-label="List-Group"> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問カウンセリングで、再登校を実現する水野マジック</li> <li>●学校へ「行かない」のではなく「いられない」</li> </ul> </div> <div data-bbox="368 633 1236 947" data-label="Text"> <p>全国12万人！ 小中学生不登校が 減らない理由</p> <p>水野 達朗</p> <p>PHP 定価：本体1,300円（税別）</p> </div> <div data-bbox="1268 499 1396 929" data-label="Text"> <p>い、は本当か 水野達朗 PHP</p> </div> <div data-bbox="663 1133 991 1176" data-label="Section-Header"><p>領 収 証</p></div> <div data-bbox="483 1211 1217 1288" data-label="Text"> <p>太田 哲 様 H30年 2月 15日</p> </div> <div data-bbox="497 1312 1149 1424" data-label="Text"> <p>★ ￥1,400-</p> </div> <div data-bbox="561 1415 1233 1469" data-label="Text"> <p>但 無理して学校へ行かなくていい。は本当か(書籍代)</p> </div> <div data-bbox="545 1485 963 1518" data-label="Text"> <p>上記正に領収いたしました</p> </div> <div data-bbox="403 1525 1169 1657" data-label="Text"> <p>内 訳 530-0054 大阪府大阪市北区南森町1-1 南森町フジビル 消費税額等(%) 一般社団法人 家庭教育支援センター ベアレンツキヤ</p> </div> <div data-bbox="395 1691 531 1713" data-label="Text"> <p>コクヨ ウケ-1048</p> </div>	

(注意)

- この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。(ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。)
- 領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

議員名 【 太田 哲 】



(様式 1 - 1)

平成29年度 政務活動費使用簿 (議員)

管理番号		
使途項目	資料購入費	
使途内容	第1紙目新聞購読料 (山陰中央新報)	
調査年月日 (購入年月日)	平成29年 4月～ 平成30年 3月	
政務活動費 支出額及び充当額	【支出内訳】 支出額	(うち政務活動費充当額)
	・購読料 35,244 円 ・ 円 ・ 円 ・ 円 ・ 円 ・ 円 ・ 円 ・ 円 ・ 円 ・ 円	0 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
合計額	35,244 円	0 円
備考	第1紙目新聞購読料 (山陰中央新報) は領収書添付	

議員名 【 太田 哲 】

領収書貼付用紙

使 途	新聞購読料 山陰中央新報
【貼付欄】	
<p>領 収 書</p> <p>ご愛読ありがとうございます。</p> <p>太田 哲 様</p> <hr/> <p>平成29年4月</p> <p>平成30年3月分 ¥35,244</p> <p>1ヵ月2937円×12ヵ月分</p> <p>上記の山陰中央新報購読料を確かに領収致しました。</p> <p>平成30年3月26日</p> <p>(有)山陰中央新報 松江東部専売所</p> <p>松江市菅田町23-1</p> <p>☎0120-06-3135 FAX 28-3135</p>	



取扱者印



(注意)

- この用紙1枚につき、領収書1枚を貼ること。(ただしレシートを貼る場合は、本書の横にコピーも貼ること。)
- 領収書サイズがこの用紙よりも大きい場合は、【貼付欄】に「別紙のとおり」と記入し、貼らずにそのまま添付してよい。

議員名 【 太田 哲 】